

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（766））
2. 日 時：平成30年3月13日 17時00分～18時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
沼田主任安全審査官、秋本安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他5名）

#### 1. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「57条 電源設備」及び「1.14 電源の確保に関する手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 外部電源喪失時に、区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの3区分の電源が喪失する場合と、区分Ⅰ、Ⅱの2区分の電源が喪失する場合の、代替交流電源を確保する手順の相違点を説明すること。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第57条）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：  
1. 14 電源の確保に関する手順等）